

# 柏駅前送迎保育ステーション 利用案内

令和6年2月

柏市こども部保育運営課

# 1 柏駅前送迎保育ステーションについて

## (1) 事業の目的

- ・ 自宅及び通勤経路から離れた園を利用する保護者の利便性向上を図るものです。
- ・ 柏駅周辺は3歳児から5歳児までが利用できる保育園等が少ないことから、柏駅前送迎保育ステーション（以下「ステーション」といいます。）を設置し、駅から離れた場所にある園（以下「送迎先の園」といいます。）を柏駅周辺の小規模保育事業所等の連携園とすることで、同事業所等の卒園児の進級先を確保し、いわゆる「3歳の壁」を解消しようとするものです。

## (2) 事業の概要

- ・ ステーションと市内の指定園をバスで結び、直接「送迎先の園」に行かなくてもステーションにて朝の送り出し、帰りのお迎えができます。
- ・ ステーションでの保育、バスによる送迎、「送迎先の園」での保育を同じ法人の先生が行うため、ステーションでお子さんの園の様子を聞いたり、子育ての相談などを行うこともできます。
- ・ 同じ法人が一貫して保育等を実施しますが、次の表の①から③までの事業を組み合わせているため、それぞれの事業について利用申込等を行う必要があります。

事業	実施主体	申込方法等
① 柏駅前送迎 保育ステーション	柏市※	「送迎先の園」経由で柏市に申込み
② 送迎 バス	送迎先の 園	「送迎先の園」に申込み
③ 認定こども園	送迎先の 園	【1号認定】「送迎先の園」に申込み 新2号認定 柏市に申込み
	送迎先の 園	【2号認定】柏市に申込み

※柏市が「送迎先の園」にステーションでの保育等を委託しています。

(3) 場所

柏市柏4-58 柏市子ども・子育て支援複合施設3階

※駐車場はありません。自転車又は徒歩でお越しください。

※駐輪スペースは、お子さんの送迎時のみ利用できます。駐輪したまま他の場所（職場など）に行くことはできません。

(4) 開所日・時間

月曜日から土曜日まで（祝日及び年末年始を除く）

午前7時から9時まで、午後4時から7時まで

(5) 送迎先の園

① 手賀の丘幼稚園・保育園（認定こども園）

柏市五條谷423-5

電話：04-7191-3059

② 柏みどりこども園（認定こども園）

柏市東中新宿3-23-10

電話：04-7172-0426

(6) 利用定員

各園24名（3・4・5歳児）

(7) 対象となるお子さん

次のア～ウの要件を全て満たすお子さんが対象となります。

ア 柏市から保育の必要性の認定（教育・保育給付認定の2号認定又は施設等利用給付の新2号認定）を受けていること又は申請していること

イ 「送迎先の園」（（5）に記載の園）を利用する3歳児・4歳児・5歳児クラスに在籍している又は在籍見込みのお子さん

ウ 自宅から「送迎先の園」までの送迎時間が片道10分以上であること

※特別な事情があり利用を希望される場合は、保育運営課にご

相談ください。

※安全な保育・送迎が困難であると判断される場合は、利用できません。

(8) 利用料金

月額使用料：1,000円

延長使用料（18：00以降の利用）：1回100円

※ステーション使用料の他に、園が定める送迎バスや施設の利用等に係る費用が別途必要となります。

詳細は、希望する「送迎先の園」にお問い合わせください。

※生活保護世帯，市民税非課税世帯，里親等の方は免除となります。

※使用料の免除対象となるか確認するため，課税状況等を確認させていただきます。

※利用決定後，口座振替依頼書を銀行にご提出いただき銀行口座から使用料を引落します。登録が終了するまでの間は，銀行等の窓口で使用料を納付していただきます。

(9) 1日の流れ

目安時刻	行動内容
7:00～ 8:00頃	保護者がステーションにお子さんをお連れください。 ※「送迎先の園」が指定する時刻までの登所をお願いします。 ※利用のキャンセル方法は園ごとに異なります。 「送迎先の園」にお問い合わせください。
9:00頃	ステーションから「送迎先の園」に送迎バス出発 ※出発時刻は園によって異なります。
9:30頃～ 15:30頃	「送迎先の園」で保育
15:30頃～	「送迎先の園」からステーションに送迎バス出発 ※出発時刻は園によって異なります。 ※利用のキャンセル方法は園ごとに異なります。 「送迎先の園」にお問い合わせください。
16:00頃～ 19:00	保護者がステーションにお迎えに来てください。 ※到着時刻は園によって異なります。 ※18:00以降は延長使用料が加算されます。 ※19:00までのお迎えをお願いします。

※「送迎先の園」が指定する登所時刻は、利用者数、道路状況等によって変更することがあります。

## 2 利用申請について

### (1) ステーション利用申請受付期間

以下の期間内に、申請を受付けます。期間内の利用申請者数が定員の空き数を上回る場合、市が利用調整を行います。

利用調整の結果、利用できないことがあります。

利用開始希望月	受付期間【締切日必着】 ※令和7年4月1日利用のみ 当日消印有効	結果回答 予定日
5月1日 利用開始	2月5日（月曜日）～ 4月5日（金曜日）	4月15日 （月曜日）
6月1日 利用開始	4月15日（月曜日）～ 5月2日（木曜日）	5月14日 （火曜日）
7月1日 利用開始	5月15日（水曜日）～ 6月5日（水曜日）	6月14日 （金曜日）
8月1日 利用開始	6月17日（月曜日）～ 7月5日（金曜日）	7月16日 （火曜日）
9月1日 利用開始	7月16日（火曜日）～ 8月5日（月曜日）	8月15日 （木曜日）
10月1日 利用開始	8月15日（木曜日）～ 9月5日（木曜日）	9月13日 （金曜日）
11月1日 利用開始	9月17日（火曜日）～ 10月4日（金曜日）	10月15日 （火曜日）
12月1日 利用開始	10月15日（火曜日）～ 11月5日（火曜日）	11月14日 （木曜日）

令和7年 1月1日 利用開始	11月15日（金曜日）～ 12月5日（木曜日）	12月16日 （月曜日）
令和7年 2月1日 利用開始	11月15日（金曜日）～ 12月13日（金曜日）	12月25日 （水曜日）
令和7年 3月1日 利用開始	11月15日（金曜日）～ 12月13日（金曜日）	令和7年 1月6日 （月曜日）
令和7年 4月1日 利用開始	11月1日（金曜日）～ ※詳細は11月1日に市のホーム ページ及び広報かしわにて お知らせします。	—

(2) ステーション利用申請手続き

お子さんの在園状況や利用区分によって手続きが異なります。  
 下表で該当する記号（**A**～**C**）のページをご覧ください。

既に「送迎先の園」 に在園している方	1号認定 + <b>新2号認定</b>	9ページの <b>A</b> をご覧ください
	2号認定	
これから入園を申込 む方	1号認定 + <b>新2号認定</b>	10ページの <b>B</b> をご覧ください
	2号認定	11ページの <b>C</b> をご覧ください

※この利用案内をご確認いただくとともに、柏駅前送迎保育ステーション事業について十分にご理解いただいた上で申請してください。

【参考】各認定区分について

< 教育・保育給付認定 >

認定区分	利用対象	保育の必要性の認定
1号認定	教育利用 ・ 幼稚園 ・ 認定こども園(幼稚園機能)	不要
2号認定	保育利用 ・ 保育園 ・ 認定こども園(保育園機能)	必要

< 施設等利用給付認定 >

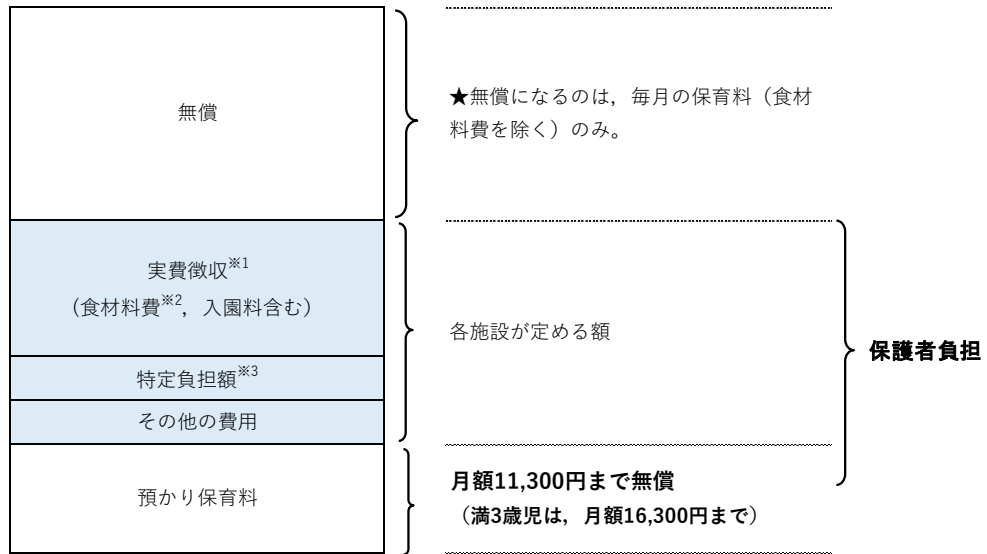
認定区分	利用対象	保育の必要性の認定
<b>新2号認定</b>	認定こども園（幼稚園機能） が実施する預かり保育事業	必要

※保育の必要性とは、保護者の就労、妊娠、出産、疾病、障がい等に該当することをいい、市が定める要件に該当すると認定を受けることができます。



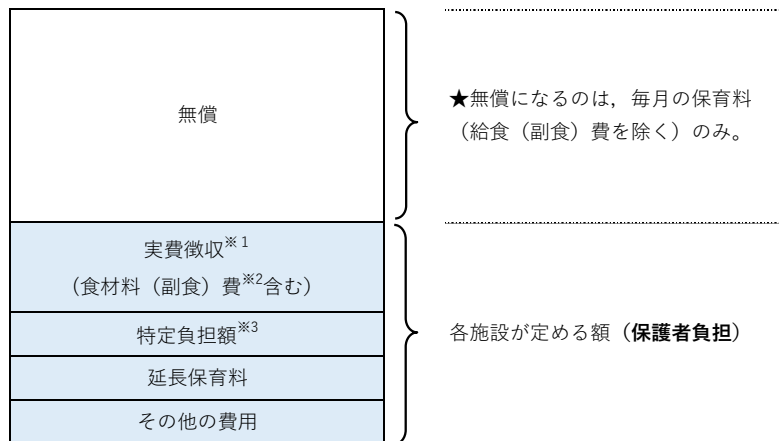
【参考】保護者負担のイメージ図

○認定こども園の1号子ども



- ※1 施設の利用において通常必要とされるものに係る費用で、保護者に負担させることが適当と認められるもの
- ※2 年収約360万円未満の世帯に属する子ども及び第3子に係る食材料のうち副食費は、免除。
- ※3 教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価（例：施設整備・維持費，特定職員配置費など）。（徴収していない施設もあります。）

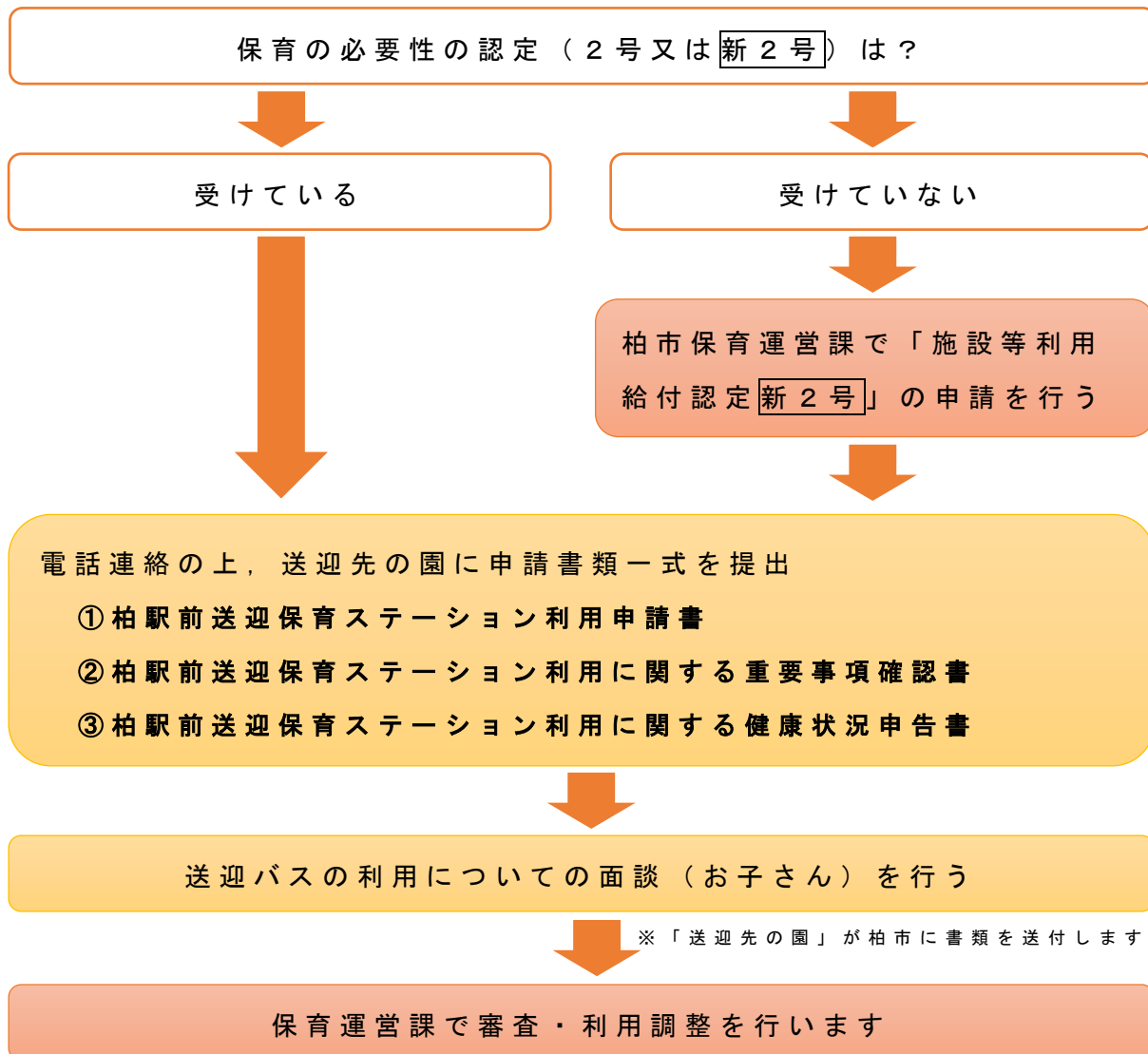
○認可保育園（公立・私立）及び認定こども園の2号子ども（3歳児～5歳児）



- ※1 施設の利用において通常必要とされるものに係る費用で、保護者に負担させることが適当と認められるもの
  - ※2 年収約360万円未満の世帯に属する子ども及び第3子に係る食材料（副食）費は、免除。
  - ※3 教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価（例：施設整備・維持費，特定職員配置費など）。
- 認定こども園では「入園料」として徴収している場合もあります（徴収していない施設もあります。）。

## A 既に「送迎先の園」に在園している方

「送迎先の園」の3歳児・4歳児・5歳児クラスに在籍している方の手続きです。



※必要に応じてその他の書類提出をお願いすることがあります。

## B これから入園を申込み方（1号認定＋新2号認定）

認定こども園（幼稚園機能）の入園申込と、ステーション利用申請を同時に行う方の手続きです。

電話連絡の上、「送迎先の園」を見学し、運営上の重要事項について説明を受ける

「送迎先の園」で入園申込（1号認定）を行う

保育の必要性の認定（2号又は新2号）は？

受けている

受けていない

柏市保育運営課で「施設等利用  
給付認定新2号」の申請を行う

電話連絡の上、送迎先の園に申請書類一式を提出

- ① 柏駅前送迎保育ステーション利用申請書
- ② 柏駅前送迎保育ステーション利用に関する重要事項確認書
- ③ 柏駅前送迎保育ステーション利用に関する健康状況申告書

送迎バスの利用についての面談（お子さん）を行う

※「送迎先の園」が柏市に書類を送付します

保育運営課で審査・利用調整を行います

※認定こども園への入園は、各園との直接契約に基づくものになります。希望する認定こども園の運営上の重要事項について、申込前に必ず認定こども園から説明を受けてください。

※必要に応じてその他の書類提出をお願いすることがあります。

## C これから入園を申込み方（2号認定）

認定こども園（保育園機能）の入園申込と、ステーション利用申請を同時に行う方の手続きです。

電話連絡の上、「送迎先の園」を見学し、運営上の重要事項について説明を受ける

保育園等入園申込における第1希望園は？

送迎先の園

保育園

他の認定こども園

電話連絡の上、「送迎先の園」に保育園等利用申込書一式を提出

柏市保育運営課に保育園等利用申込書一式を提出

第1希望の認定こども園に保育園等利用申込書一式を提出

電話連絡の上、「送迎先の園」に申請書類一式を提出

- ① 柏駅前送迎保育ステーション利用申請書
- ② 柏駅前送迎保育ステーション利用に関する重要事項確認書
- ③ 柏駅前送迎保育ステーション利用に関する健康状況申告書

送迎バスの利用についての面談（お子さん）を行う

※「送迎先の園」が柏市に書類を送付します

保育運営課で審査・利用調整を行います

※認定こども園への入園は、各園との直接契約に基づくものになります。希望する認定こども園の運営上の重要事項について、申込前に必ず認定こども園から説明を受けてください。

※保育園等利用申込についての詳細は、柏市ホームページを確認するか、柏市保育運営課までお問合せください。

・ 柏市ホームページ

<https://www.city.kashiwa.lg.jp/haguhagu/navi/nyuennyugaku/hoikuen/index.html>

・ 柏市こども部保育運営課

電話：04-7167-1137

※ステーションの利用調整によって、ステーションが利用できない場合に「送迎先の園」を入園希望園としないときは、柏駅前送迎保育ステーション利用申請書の該当欄にチェックを入れてください。

※ステーション利用申請において、「送迎先の園」を2つ以上同時に申請する場合、それぞれの園にステーション利用申請書一式を提出し、送迎バス利用についての面談（お子さん）を行う必要があります。

※必要に応じてその他の書類提出をお願いすることがあります。

### 3 ステーション利用にあたっての主な留意事項

#### (1) ステーションを利用できないとき

以下の場合にはステーションを利用することができません。ご家庭で保育，又は保護者が直接「送迎先の園」まで送迎してください。

- 日曜日，祝日，年末年始（12月29日～1月3日）
  - 「送迎先の園」が指定する時刻までに，ステーションにお子さんを預けることができない場合
  - 風邪などで体調が悪いときや，感染症対策を理由に「送迎先の園」をお休みする場合
  - 感染症対策のため，「送迎先の園」が学級閉鎖とする，又は市がステーションの運営を休止する場合
  - 慣らし保育，ご家庭の都合，お子さんの体調不良等によって「送迎先の園」を早退する場合（慣らし保育の要否や期間については，「送迎先の園」に事前にご確認ください。）
  - 「送迎先の園」の行事等（遠足，運動会等）によって，バスが運行しない場合
  - 災害や悪天候等によって市がステーションを運営できない場合（災害・悪天候時の対応については4もご確認ください。）
  - 災害や悪天候等によって「送迎先の園」が臨時休園となった又は送迎バスを運行できない場合
  - 施設建物の設備点検等によって市がステーションを運営できない場合
- ※お子さんをステーションに預けた後に，体調が悪化するなどしてバスに乗車できない場合は，速やかにステーションまでお迎えをお願いします。
- ※「送迎先の園」で体調が悪化するなどして，バスに乗車できない場合は，「送迎先の園」まで直接お迎えをお願いします。

## (2) ステーションにおける保育について

- ステーションを利用しない場合（保護者が直接「送迎先の園」に送迎を行う，欠席など）は，「送迎先の園」が指定する方法で連絡をお願いします。
- お迎えに来る方の登録方法は園によって異なります。「送迎先の園」にお問い合わせください。また，お迎えに来る方の情報は，「送迎先の園」と市で共有（書類を複写等）します。
- 感染症等により「送迎先の園」をお休みし，登園の再開に当たり治癒証明書等の書類が必要となる場合は，その情報を「送迎先の園」とステーションで共有（書類を複写等）します。
- 通園バッグなどの荷物については，ステーション又は「送迎先の園」が指定する方法で「園名」と「氏名」を記載していただきます。
- ステーションの利用にあたっては，保護者と「送迎先の園」のコミュニケーションの確保が重要になります。「送迎先の園」の指定する方法で日頃からコミュニケーションを取るようお願いいたします。
- 金銭等の授受については，保護者と「送迎先の園」で直接行ってください（ステーションは関与しません。）。
- 医療的な見地からお子さんが服薬を必要とする場合は，対応が可能か「送迎先の園」にご相談ください。

## (3) 利用開始後の手続きについて

- 利用終了するときや，1（7）の要件を満たさなくなった場合には，「柏駅前送迎保育ステーション利用辞退届出書」を「送迎先の園」に提出してください。

## 4 台風・地震等の警報発令時の対応

□ 以下の場合、柏市内の認定こども園は臨時休園となります。

- ・ 柏市内で震度5強以上の地震が発生した場合
- ・ 柏市が必要と判断した場合（特別警報，避難指示（警戒レベル4），避難情報（警戒レベル3），市内鉄道の計画運休など）

□ 「送迎先の園」が臨時休園の場合は，ステーションでお子さんを預かりません。

□ お子さんをお預かりした後に臨時休園となった場合には，ステーション又は「送迎先の園」にお迎えをお願いします。お迎えの場所は「送迎先の園」から連絡します。

□ 災害の状況によっては避難所に移動してお迎えを待つ場合があります。「送迎先の園」の避難先は，事前に各園に確認してください。

□ 「送迎先の園」が臨時休園にならない場合であっても，天候等の状況によっては送迎ルートを変更したり，送迎バスを運休することがあります。



## 5 事故について

事故が発生しないよう細心の注意を払い事業を運営してまいります。事故が発生した場合には1(2)の事業の実施主体が対応します。

なお、柏駅前送迎保育ステーションにおける事故に備え、賠償責任保険に加入しています。

## 6 その他

この利用案内や申請書類等の内容は、事業の運営状況に合わせて変更することがありますのでご了承ください。

## お問い合わせ先

柏市こども部保育運営課（本庁舎別館 3 階）

TEL：04-7167-1137

受付時間：平日午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分